

# (仮称) 川口市子ども条例 (案) の全体構成について

## 第1章 総則 (第1条～第3条)

### 目的

すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現

### 定義

子ども、保護者、市民、育ち学ぶ施設等、事業者  
※子どもの範囲は原則18歳未満とする。

### 基本理念

#### ①子どもの安全・安心

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもが安全にかつ安心して成長できるようにする。

#### ②子どもの健全育成

子どもが健やかに成長できるよう、子どもの成長の段階に応じた必要な支援と環境づくりを行う。

#### ③子どもの未来応援

一人ひとりの子どもが、自分らしくその能力と可能性を伸ばし、自立した生活を送ることができるようにする。

#### ④すべての子どもへの支援

この基本理念は、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての子どもに適用される。

条例案の  
4本柱

## 第2章 責務及び役割 (第4条～第8条)

市の責務

保護者の役割

市民の役割

育ち学ぶ施設等の役割

事業者の役割

## 第3章 施策の実施 (第9条～第14条)

### 切れ目のない子育て支援

子どもの成長段階や状況に応じた必要な支援を行い、子育てへの不安を軽減する。子ども・子育てについて相談できる総合的な体制を構築する。

### 子どもの育ちへの支援

子どもが「自ら育つ」ことができる環境をつくる。子どもからの相談に応じるとともに、子どもの安全を守る。

### 子どもの未来応援

家庭の事情等により、本来子どもが持つべき勉強や遊びなどの機会や時間を確保できない子どもに対する支援を行う。(ヤングケアラー支援、子どもの貧困対策など)

### 子どもの権利侵害等への対応

児童虐待、いじめ、体罰その他身体的及び精神的暴力は子どもの権利の侵害であり、こうした行為の防止、早期発見及び救済を行う。

### 家庭・養育環境への支援

課題を抱えた家庭への支援を行う。家庭の状況に応じ、子どもだけでなく、その保護者に対する支援を行う。

### 配慮が必要な子どもへの対応

障害のある子どもや日本語の習得が十分でない子どもなど、健やかな成長のために一定の配慮を必要とする子どもに対し必要な支援を行うと共に、差別等を防止する。

## 第4章 施策の推進 (第15条～第20条)

推進体制 (各主体の連携)

推進のための計画策定

他の条例・計画等との連携

子ども等の意見の反映

広報と啓発

委任